

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>川越栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>桶川市大字坂田字細谷一五〇七番三 地先から同市大字坂田字細谷一五〇八番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十六年三月十二日付け埼玉県告示第 四百四十七号で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長六六・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>